

厚生労働省告示第三百五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人岩手県薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十二年五月十日をもってその試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

変更前の試験検査を行う事業所の所在地

変更後の試験検査を行う事業所の所在地

岩手県盛岡市上堂四丁目五番三十四号

岩手県盛岡市上堂三丁目十七番三十七号